

国指定南鳥島鳥獸保護区
指定計画書
(案)

平成 年 月 日
環 境 省

1 国指定鳥獣保護区の概要

(1) 国指定鳥獣保護区の名称

南鳥島鳥獣保護区

(2) 国指定鳥獣保護区の区域

東京都小笠原村南鳥島の区域（南鳥島飛行場の滑走路及び駐機場並びに滑走路の2つの長辺の延長線を汀線（南鳥島平均海面時の汀線。以下同じ。）に至るまで引いた直線と汀線に囲まれた区域を除く。）及び汀線から沖合400m以内の海域

(3) 国指定鳥獣保護区の存続期間

平成21年11月1日から平成41年10月31日（20年間）

(4) 国指定鳥獣保護区の指定区分

集団繁殖地の保護区

(5) 国指定鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、東京都の南東約1,950km、小笠原諸島硫黄島の東方約1,280kmに位置する南鳥島とその周辺海域である。

南鳥島は、周囲が約6kmほどの海洋島であり、海底火山の頂部に付着したサンゴ礁によって形成され、全島が砂礫質で、平坦な地形である。また、周辺海域にもサンゴ礁が発達している。

植生は、グンバイヒルガオ、ハイシバ、モンパノキ等の海岸性の植物が大半を占め、林相は高木林はなく亜高木林と低木林からなる。

このような自然環境を反映して、南鳥島には環境省が作成したレッドリストに掲載されている絶滅危惧IB類のアカオネツタイチョウの繁殖及びコアホウドリの営巣が、またセグロアジサシ、クロアジサシの集団繁殖が確認されている。これら4種を含め、過去には、クロアシアホウドリ、カツオドリ等11種の海鳥類の繁殖が報告されている。

このように、当該区域は、海鳥類の集団繁殖地として重要であることから、当該区域を集団繁殖地の保護区として、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域において集団で繁殖する鳥類の保護を図るものである。

2 国指定鳥獣保護区の保護に関する指針

保護管理方針

- 1) 当該区域は国の関係機関職員が滞在しているのみであるため、集団繁殖地の環境は現状のまま保全することを基本とする。
- 2) 鳥類を捕食する可能性のあるノネコやネズミ類の生息状況や侵略的外来種の侵入の有無、漂流・漂着ゴミの状況等について情報収集を行い、鳥類の生息に悪影響を及ぼす環境変化が発生した場合において早期に適切な対応ができるよう努める。
- 3) 国の関係機関、関係地方公共団体等と連携協力を図り、海鳥の生息・繁殖環境を適切に保持するための方策を検討する。

3 国指定鳥獣保護区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 395 h a

内訳

ア 形態別内訳

林 野	12.3 h a
農耕地	0 h a
水 面	239.0 h a
その他	143.7 h a

イ 所有者別内訳

国有地 156.0 h a

国有林	林野庁所管 12.3 h a	制限林	— h a
		普通林	12.3 h a
国有林以外の国有地		防衛省所管	65.2 h a
		海上保安庁所管	77.6 h a
		気象庁所管	0.9 h a

公有水面 239.0 h a

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

該当なし

4 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 国指定鳥獣保護区の位置

当該区域は、東京から南東約1,950km、小笠原諸島硫黄島の東方約1,280kmに位置している。

イ 地形、地質等

南鳥島は、海底火山の頂部に付着したサンゴ礁によって形成され、島が成立して以来、一度も大陸と陸続きとなったことのない海洋島である。島の周囲は約6kmで、標高は最高地点でも8~9mと平坦な地形である。

全島が石灰岩質の砂礫やサンゴの死骸からなり、透水性がよく土壌は未発達である。

ウ 植物相の概要

南鳥島の植物相は、昭和60年年に東京都によって調査が行われている。変化に乏しい地形や土壌が未発達な自然条件などから、植物の多様性は低い。グンバイヒルガオ、ハイシバ、モンパノキ等の海岸性の植物が大半を占め、固有の植物群落は存在せず、全て広域分布種や外来植物で占められている。モンパノキ、トゲミウドノキ等の森林植生は、高木林はなく、亜高木林と低木林のみである。

エ 動物相の概要

南鳥島の動物相については、これまでに十分な調査が行われておらず、不明な点も多い。

平成19年年の環境省による調査において、鳥類については、アカオネツタイチヨウ、セグロアジサシ、クロアジサシの繁殖、コアホウドリの営巣が確認されている。このうち、セグロアジサシは2千つがい程度、クロアジサシは10つがい程度が集団繁殖していると推定されている。明治34年年にはこれら4種を含め、クロアシアホウドリ、カツオドリ等11種の海鳥類の繁殖が報告されている。海鳥類以外には、メジロが100つがい程度生息していると推定されている。

哺乳類については、ノネコ及びクマネズミが確認されている。

は虫類については、ホオグロヤモリ、オガサワラヤモリ、オガサワラトカゲが確認されている。

この他、甲殻類としてはサキシマオカヤドカリ等3種が、昆虫類としてはオオギンヤンマ等17種が、陸産貝類としてはアフリカマイマイが確認されている。両生類は過去においても生息は確認されていない。

(2) 生息する鳥獣類

別表のとおり。

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

ア 被害の報告

被害の報告はない。

イ 有害鳥獣捕獲の実績

有害鳥獣捕獲の実績はない。

- 5 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項
当該区域において、法律第32条に規定する損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償する。

6 施設整備に関する事項

鳥獣保護区用制札

1本